

2020年 4 月 のニュースレター

Topic

**<コロナ終息までの社会保険拠出の一時停止に関する最新指令:
11/CT-TTg及び関連オフィシャルレターについて>**

❖ 概要

中央政府によるガイダンス内容:

- ❖ 退職及び死亡にかかる社会保険料の支払の一時停止について
- ❖ 当該一時停止が認められる諸条件について

地方当局によるガイダンス内容:

- ❖ 政府ガイダンスについての追加ガイダンス
- ❖ 労働組合基金への拠出延期について

<コロナ終息までの社会保険拠出の一時停止に関する最新指令及び関連 オフィシャルレターについて>

❖ 概要

2020年3月4日の指令:11/CT-TTgにて、首相は省庁および州政府に対し、コロナ終息まで企業が直面する困難に対処するための対策を至急開始することを指示しました。

当該指令に応じて、労働省、労働疾病兵社会福祉省、ベトナム社会保障省、ベトナム労働総連、複数の地方当局より数々のオフィシャルレターが発行されて、社会保険及び労働組合基金に対する拠出の一時停止・延期についてのガイドラインが制定されました。



❖ 中央政府によるガイダンス内容

- ◆ MOLISA(労働省、社会安全省の略称)は3月9日にオフィシャルレター「OL797/BLDTBXH-BHXH」 3月13日に「OL874/BLDTBXH-BHXH」を発行。
- ◆ VSS(ベトナム社会保障省)は3月17日にオフィシャルレター「OL860/BHXH-BT」を発行。

⇒退職及び死亡にかかる社会保険にかかわる支払を一時停止する内容であり、社会保険基金の一つにかかわる拠出の一時停止のガイダンスとなります。

※退職及び死亡にかかる社会保険は、3つの社会保険基金の一つであり、従業員給与の14%、8%の額を、雇用主、従業員がそれぞれ負担するものです。



❖ 当該一時停止が認められる諸条件について

旅客輸送に従事する企業、旅行会社、宿泊サービスを提供する企業、レストラン、またはその他以下の条件に適合する企業が対象となる。

- ◆ 従業員に割り当てる十分な仕事が無く、それにより社会保険に登録している従業員の内、半数以上が一時的に勤務を停止している企業。
- ◆ 会社総資産(土地を除く)の少なくとも50%以上の損失を被った企業。



❖ 当該一時停止が認められる諸条件について(続き)

- ◆ VSS(ベトナム社会保障省)は、当該一時停止期間について「2020年6月」までとしているが、コロナの流行について当該期限までの収束が見られない場合には、「2020年12月」までの延長を検討する見通しです。
- ◆ 当該一時停止期間の間、従業員の福利厚生を確保するため、企業は依然として、その他の社会保険基金に対して拠出を行わなければなりません。

即ち、病気及び出産のための基金、労働災害のための基金、そして、健康保険及び失業保険の基金に対する支払は引き続き拠出しなければなりません。



❖ 地方当局によるガイダンス内容

様々な社会保険局及び地方当局より、中央政府からの当該ガイダンスについての追加ガイダンスが発行されました。

- ◆ 「OL553/BHXH-QLT」が3月23日にホーチミン市の社会保険局より発行。
- ◆ 「OL882/HDLN-BHXH-LDTB&XH-TC」が3月24日にハノイ市の社会保険局、労働局、社会安全局、財務局より合同で発行。
- ◆ 「OL9739/SLDTBXH-LD」が4月1日にホーチミン市の労働局及び社会安全局、財務局より発行。



❖ 地方当局によるガイダンス内容(続き)

前述したオファーレターによると、以下条件に該当する企業は、それぞれの担当局に連絡を行い、評価を受ける必要があります。

- ◆ 労働力の半数を一時解雇しなければならない程度の影響を受けた企業は、労働局にその旨連絡を行い、当局より評価を受ける必要があります。
- ◆ 会社総資産(土地を除く)の50%以上の損失が発生した企業は、財務局に連絡を行い、当局より評価を受ける必要があります。
- ◆ なお、労働局及び社会安全局、財務局は、地区レベルの分局に権限委任する可能性があります。



❖ 地方当局によるガイダンス内容(続き)

- ◆ 社会保険拠出の一時停止のために、適格企業は、労働局及び社会安全局もしくは財務局、又は、地方当局から発行された確認書を、関連する社会保険局に対して提出する必要があります。

❖ 労働組合基金の拠出延期について

ベトナム労働総連は「OL245/TLD」を3月18日に発行し、当該延期を6月30日までとする旨を通達しました。

なお、コロナの流行について当該期限までの収束が見られない場合には、「2020年12月31日」までの延長を検討する見通しです。

また、当該適用条件は以下の通りです。

- ◆ 従業員に分け与える十分な仕事が無く、それにより社会保険に登録している従業員の内、半数以上が一時的に勤務を停止している企業。



お問い合わせ

日本 親会社

- ▶ 黒澤合同事務所グループ
- ▶ 所在地：東京都中野区中野4丁目4番11号
- ▶ URL: <https://www.kurosawa.gr.jp/>

ベトナム 子会社

- ▶ Kurosawa Consulting Vietnam Co.,Ltd
- ▶ 所在地：Floor 1B, 116-118 Nguyen Thi Minh Khai Street, Ward 6, District 3, HCMC
- ▶ URL: <http://kurosawa-vn.com/> (JP-EN-VN)
- ▶ 日本語のホットライン：+84-89-808-2232
- ▶ (井上 陽子) yoko.inoue@kurosawa.vn

ベトナム語/英語のホットライン：+84-90-139-2232
(Nguyen Truong Hiep) contact@kurosawa.vn

